別表第三号5⑹中「のうちデジタル放送」を削り、同表6を次のように改める。

6　削除

別表第四号の表中

Ｂ８Ｅ				0.075	注２参照
Ｃ３Ｆ			1	1.68	地上基幹放送局に限る。注３参照

を

Ｂ８Ｅ				0.075	注２参照

に改め、同表注3を次のように改める。

3　削除

別表第五号を次のように改める。

別表第五号　削除

別図第三号から別図第四号の一のニまで　削除

別図第三号から別図第四号の一のニまで　削除

別図第四号の二の三から別図第四号の八の四までを次のように改める。

別図第四号の二の三から別図第四号の八の四まで　削除

別図第四号の八の五⑴中「自局の放送区域内で隣接チャンネル番号（自局に割り当てられた周波数帯に相当する法第7条第2項第2号の放送用周波数使用計画におけるテレビジョン放送のチャンネル番号と1つ異なるチャンネル番号（13から62までのチャンネル番号に限り、自局に割り当てられた周波数帯に相当するチャンネル番号が3のときは4、4のときは3、12のときは13、13のときは12をそれぞれ除く。）をいう。以下この別図において同じ。）に対応する周波数が標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。以下この別図において同じ。）（自局の実効輻射電力に対して130倍未満の実効輻射電力によるものに限る。）に使用されない場合、」を削り、同図⑵中「自局の放送区域内で隣接チャンネル番号に対応する周波数が標準テレビジョン放送（自局の実効輻射電力に対して（130／3）倍未満の実効輻射電力によるものに限る。）に使用されない場合、」を削り、同図⑶中「自局の放送区域内で隣接チャンネル番号に対応する周波数が標準テレビジョン放送（自局の実効輻射電力に対して（130／n）倍未満の実効輻射電力によるものに限る。）に使用されない場合、」を削る。

別図第四号の八の六中「自局の放送区域内で隣接チャンネル番号（自局に割り当てられた周波数帯に相当する法第7条第2項第2号の放送用周波数使用計画におけるテレビジョン放送のチャンネル番号と1つ異なるチャンネル番号（13から62までのチャンネル番号に限る。）をいう。以下この別図において同じ。）に対応する周波数が標準テレビジョン放送（デジタル放送を除き、自局の実効輻射電力の10倍未満の実効輻射電力によるものに限る。）に使用されない場合、」及び「自局の放送区域内で隣接チャンネル番号に対応する周波数が標準テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に使用されない場合、」を削る。

（基幹放送局の開設の根本的基準の一部改正）

第五条　基幹放送局の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送、テレビジョン・データ多重放送、ファクシミリ放送」を削り、同条第十五号中「、超短波文字多重放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送又はテレビジョン・データ多重放送」を「又は超短波文字多重放送」に改め、同号⑶を次のように改める。

⑶　テレビジョン放送を行う基幹放送局

基幹放送局の電界強度（地上十メートルの高さにおけるものとする。）が、毎メートル一ミリボルト以上である区域

第二条第十五号⑸を削る。

第七条第一項中「、超短波文字多重放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送又はテレビジョン・データ多重放送」を「又は超短波文字多重放送」に改め、第一号及び第二号を次のように改める。

一　開設しようとする基幹放送局の送信空中線の型式及び構成、設置場所（次号の規定により他の基幹放送局の送信空中線の設置場所に近接することとなる場合のものを除く。）並びに高さ並びに実効輻射電力は、その放送しようとする地域におけるその放送の受信が有効に行われるため必要な電界強度を生ずるものであること。

二　開設しようとする基幹放送局の送信空中線の設置場所は、その局を開設することによりその局又はこれと放送の種類を同じくする他の基幹放送局の放送区域がそれぞれ当該他の基幹放送局又は当該開設しようとする基幹放送局の放送区域の全部又は大部分と共通となる場合には、当該他の基幹放送局の送信空中線の設置場所に近接したものであること。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第六条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五十七号及び第五十七号の二中「のうちデジタル放送」を削る。

（登録検査等事業者等規則の一部改正）

第七条　登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

別表第七号第三の二の表地上基幹放送局の項中「（衛星補助放送を行う無線局を除く。）」及び「（デジタル放送に限る。）」を削る。

（特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則の一部改正）

第八条　特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則（平成十三年総務省令第百四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「であること（対地静止衛星（地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。）に開設する無線局にあっては、本邦外の場所相互間の通信を媒介する業務を行うことを目的の一部とするものを含む。）を「（第五号から第十号までに掲げる範囲の無線局に該当するものを除き、対地静止衛星（地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。）に開設する無線局にあっては、本邦外の場所相互間の通信を媒介する業務を行うことを目的の一部とするものを含む。）であること」に改め、同条第二号中「であること（第十一号の放送事業用の無線局に該当するものを除く。）」を「（第十一号に掲げる範囲の無線局に該当するものを除く。）であること」に改め、同条第三号中「であること（次号のアマチュア業務用の無線局に該当するものを除く。）」を「（次号に掲げる範囲の無線局に該当するものを除く。）であること」に改め、同条第五号中「であること（電気通信業務用の無線局に該当するものを除く。以下第十号までにおいて同じ。）」を「（第一号に掲げる範囲の無線局に該当するものを除く。）であること」に改め、同条第六号及び第七号中「開設するもの」の下に「（第一号に掲げる範囲の無線局に該当するものを除く。）」を加え、同条第八号及び第九号を次のように改める。

八　テレビジョン放送用　テレビジョン放送を行うことを目的として開設するもの（第一号に掲げる範囲の無線局に該当するものを除く。）であること。

九　受信障害対策放送用　法第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送であって、相当範囲にわたる受信の障害が発生している地上基幹放送の受信障害の解消を目的とする放送を行うことを目的として開設するもの（第一号に掲げる範囲の無線局に該当するものを除く。）であること。